海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第42号

海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

海岸占用料等徴収条例(平成12年岩手県条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第1(第2条、第3条関係)				別表第1 (第2条、第3条関係)					
占用料				占用料					
1 漁港区域に係る海岸保全区域				1 漁港区域に係る海岸保全区域					
	占用目的による区分		金額		占用目的による区分		単 位	金額	
電柱類を設置する場合 [[略]	460円		電柱類を設置する場合			380円	
地下埋設物	外径が40センチメートル未満の	[略]	98円		地下埋設物	外径が40センチメートル未満の	[略]	<u>82円</u>	
を設置する	場合				を設置する	場合			
場合	外径が40センチメートル以上の		170円		場合	外径が40センチメートル以上の		140円	
	場合					場合			
[略]				[略]					
[略]				[[略]				
2 [略]				2 [略]					
構考 改正部分に	は、下線の部分である。			•					

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。